

脱炭素社会構築に資する機器をリースにより導入する場合にリース料の低減を行い、設備導入を支援します。

1. 事業目的

脱炭素社会構築に資する機器（以下「脱炭素機器」という。）の普及を促進し、CO2排出量削減を加速化させる。また、脱炭素機器を取り扱うリース事業者の拡大を図る。

2. 事業内容

脱炭素機器の普及を進めるにあたり、多額の初期投資(頭金)が必要となる点を解決する必要がある。頭金を要しないリースという金融手法を活用し、脱炭素機器の導入を加速させる。具体的には以下の事業を実施する。

①補助事業（1,570百万円）

中小企業や個人事業主等が、リースにより脱炭素機器を導入した場合に、リース料総額の2%から5%を指定リース事業者に助成（ただし東北3県に係るリース契約は10%）し、リース料の低減を行う。

※脱炭素機器の例：太陽光パネル、発光ダイオード照明装置(LED)、高効率ボイラー、高効率ヒートポンプ給湯、高効率冷凍冷蔵庫 等

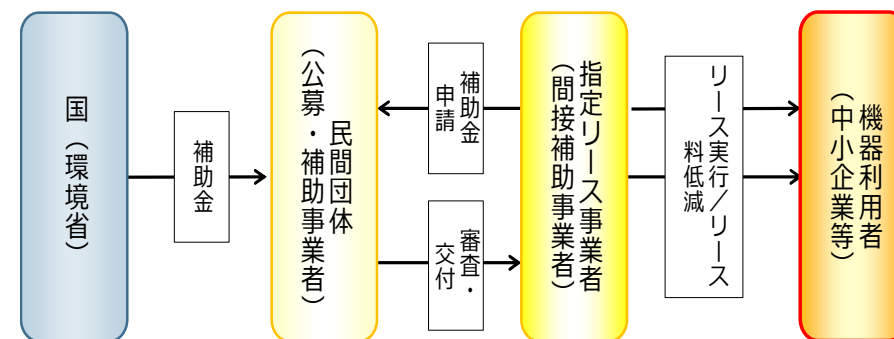
②リース手法を活用した新たな支援方策の検討(30百万円)

リースという金融手法を活用した中小企業等の脱炭素化の加速に向け、新たな支援方策を検討する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 ②委託事業
- ①補助対象・②委託先 ①・②民間事業者・団体
- 実施期間 ①平成23年度～ ②令和2年度

4. 事業イメージ



対象製品イメージ

